運営規程

医療法人財団 聖十字会 聖ヶ塔病院 居宅介護支援

(事業の目的)

第1条 医療法人財団聖十字会が開設する聖ヶ塔病院(以下「事業所」とい う。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正 な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事 業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者 に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護認定や要介護者等の心身や生活 状況を踏まえ、介護度に応じた居宅サービス計画の作成等を行い利 用者を全面的に支援する。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サ ービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるも のとする。
 - 3 指定居宅介護支援事業の提供に当たっては、利用者の意思や人格を 尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅 サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏 ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 利用者から居宅介護支援の依頼があった際は、正当な理由なく居宅 介護支援の提供を拒まないものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称:聖ヶ塔病院
 - (2) 所在地:熊本市西区河内町船津897(聖ヶ塔病院5階)

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

- 第4条 事業に従事する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1)管理者:1名(主任介護支援専門員) 管理者は、事業従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとと もに、自らも居宅介護支援の提供にあたるものとする。
 - (2) 介護支援専門員:常勤1名以上 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。
 - 2 業務の状況に応じて、職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
 - (1) 営業日:通常月曜日から土曜日迄とする。但し、国民の休日、 12月30日から1月3日迄を除く。
 - (2) 営業時間:平日・・・午前8時30分~午後5時30分迄 十曜日・・・午前8時30分~午後12時30分迄
 - (3) 営業時間外の居宅介護支援については、携帯電話により、24時 間常時連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 第6条 居宅介護支援の提供については、利用者の提示する被保険者証によ って、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護 認定等の有効期間を確かめた上で行う。又、居宅介護支援の提供の 開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定 の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始につ いて利用申込者の同意を得るものとする。
 - 2 さらに居宅介護支援の提供については、次のとおりとする。
 - (1) 利用者の相談を受ける場所:利用者の自宅及び事業所内
 - (2) 利用する課題分析表の種類: MDS-HC や ICF など
 - (3) サービス担当者会議の開催場所:原則利用者の自宅・状況により 配慮・検討した場所
 - (4) モニタリングの実施:原則自宅訪問にて実施。状況により配慮・ 検討した場所や手段。
 - 3 居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1)介護認定に関する事項:代行申請、熊本介護保険課の委託による 認定調查等
 - (2) 居宅サービス計画作成
 - (3) サービス事業所等の連絡調整
 - (4) 給付管理業務

(利用料)

- 第7条 利用料は、次のとおりとする。
 - (1) 法定代理受領分:なし
 - (2) 法定代理受領分以外:介護報酬の告示上の額

(その他の費用)

- 第8条 次条の通常の事業区域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の 額を徴収する。
 - (1) 通常の事業区域を越えて片道1kmあたり:30円
 - 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し て前項に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を 受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は熊本市、玉名市、玉名郡玉東町とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を 設け、又、業務体制を整備する。
 - 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘 密を保持する旨を従事者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定められる事項の外、運営に関する重要事項は医療法 人財団聖十字会と事業所及び事業管理者との協議に基づいて定め るものとする。

附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

- · 平成 14 年 5 月 1 日 一部改正
- · 平成 14 年 1 月 7 日 一部改正
- · 平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
- · 平成 15 年 7 月 1 日 一部改正
- · 平成 18 年 4 月 1 日 一部改正
- · 平成 19 年 4 月 1 日 一部改正
- · 平成 19 年 8 月 1 日 一部改正
- · 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
- · 平成 21 年 10 月 1 日 一部改正
- · 平成 24 年 9月 1日 一部改正

- · 平成 25 年 10 月 1 日 一部改正
- · 令和4年 4月 1日 一部改正